

岡山大学医学部後援会会則

(趣旨等)

第1条 本会は、岡山大学医学部後援会と称し、本学部の学生の保護者（以下「正会員」という。）及び本会の趣旨に賛同する者（以下「賛助会員」という。）をもって組織する。

第2条 本会は、本学部と保護者との連絡を密にし、本学部における教育、研究、課外活動及び福利厚生に関する事業を援助し、本学部の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 学部と保護者との連携
- 二 学生の教育及び課外活動に関する援助
- 三 学生の福利厚生に関する事業の援助
- 四 その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第4条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 2名
- 三 理事 若干名
- 四 監事 2名
- 五 顧問 2名

第5条 役員を選出は、次のとおりとする。

- 一 会長及び副会長は、正会員及び賛助会員の中から理事会において選出する。
- 二 理事は、保護者理事と学部関係理事とする。
- 三 保護者理事は、正会員の中から理事会の議に基づき、会長が委嘱する。
- 四 学部関係理事は、医学部長、岡山大学病院長、教務等に関係する委員会委員をもって充てる。
- 五 監事は、正会員の中から理事会の議に基づき、会長が委嘱する。
- 六 顧問は、医学科長及び保健学科長とする。

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 一 会長は、会務を掌理し、本会を代表する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 三 理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の運営にあたる。
- 四 監事は、本会の会計を監査する。
- 五 顧問は、本会の運営について、指導助言する。

第7条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた際の後任の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 会議は，入学生保護者会及び理事会とする。

2 入学生保護者会は，原則として，毎学年度始めに開くものとする。

3 理事会は，会長，副会長及び理事で構成し，会長が必要に応じ招集するものとする。

4 会長が必要と認める者には，会議への出席を求め，意見を聞くことができる。

(理事会)

第9条 理事会において行う事項は，次のとおりとする。

- 一 役員の選任
- 二 事業計画及び予算，決算の承認
- 三 会務及び事業報告
- 四 会則の制定，改廃
- 五 その他必要な事項

第10条 理事会は，構成員の過半数の出席により成立し，議決は出席者の過半数の賛成を得なければならない。

(会費等)

第11条 本会の経費は，会費，寄附金及びその他の収入をもって充てる。

第12条 正会員の会費は，年額12,500円とし，入会時に一括納入することを原則とする。

2 賛助会員の会費は，別に定める。

第13条 既納の会費等は原則として返納しないものとする。

第14条 本会の会計年度は，毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(幹事)

第15条 本会の事務を処理させるため，幹事若干名を置く。

2 幹事は，会長がこれを委嘱する。

(帳簿等)

第16条 本会に次の帳簿類を備える。

- 一 会則
- 二 会員名簿
- 三 会計簿
- 四 諸記録簿

(その他)

第17条 本会則に定めるもののほか，本会の運営に関し，必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は，平成13年2月21日から施行する。

附 則

この会則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、令和6年7月10日から施行する。
- 2 改正後の第12条第1項の規定は、令和7年度入学生から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。